

正規3名以上の病院は、再検討を要請

淡路は、本人希望踏まえ丁寧な対応を確認

院内保育見直し第2回交渉

院内保育室見直しに係る第2回交渉を7月28日、実施した。「他の県立病院の院内保育の病児、休日夜間の状況」、「正規職員を1カ所に集約して、夜勤もできるのではないか」、「一時保護所以外の異動先があるのか」など、前回交渉以降、集約した現場の意見に対する当局の回答を聞き、やりとりを行った。本部からは、今回の提案内容が201

2年の交渉確認を覆すものであり、労使の信頼関係に関わる問題であることを指摘し、現場からも発言し、再検討を求めた。なお、淡路医療センターの特例措置終了については、やむなしと判断し、今後の処遇は本人希望を尊重し、最大限の配慮と丁寧な対応を確認した。

1. 2012年交渉確認組）2012年度に確認した内容は極めて重く、それが簡単に翻されるものなのかという思いが強い。改めて確認事項の位置づけを確認したい。

当）平成24年度のあり方

協議に基づく確認事項は労使双方の合意事項として、重く受け止めている。また、その合意に基づき、責任をもってこれまで履行してきた。

しかし、その後10年近く経過し、その間、院内保育を取り巻く情勢が大きく変化し、その変化に対応した保育サービスの提供ができないか検討した上で、運営形態の見直しを申し入れさせて頂いた。そのため、我々とし

ても、見直しにあたっては、誠意をもって、丁寧に対応していきたいと考えている。

選んで、週の勤務日数を確保できる制度であり、職員本人の事情や希望に基づき勤務時間が決まるため、運営体制もそれに影響を受けることは問題があること、また、直営を継続するために職員本人の希望とは異なる選択を強い

2. 淡路の特例措置組）淡路は再任用フルタイムであれば、正規職員と同様であり、直営の特例条件を満たすのではない。

当）平成24年度の協議において、院内保育室の責任ある体制は、正規職員が3名であること、これを院内保育室直営の大原則と考える。また、再任用制度は、定年退職後の個人のライフスタイルに合わ

以上のことから、淡路医療Cの正規職員2名体制はあくまで特例であり、このタイミングで特例措置を終了とさせて頂きたい。

が厳しいとなると先行き不安は高まるばかりだ。

当）淡路の特例措置の終了の考え方は、先ほど説明させて頂いたところであり、やむを得ない判断であることをご理解頂きたい。

その上で、今回の特例措置の終了により、先行きの不安を感じられていることについて、我々としても十分認識しており、誠意をもって、丁寧に対応し、不安の解消に可能な限り努めていきたい。

職種であることを踏まえた結果であるが、ご意見も踏まえ、今後、本人から丁寧な話を聞かせて頂き、その中で、通勤事情も考慮して、幅広い形で検討させて頂きたい。

組）丁寧な対応をお願いしたい。

3. 正規集約による直営組）正規職員をどこか1カ所に集約して、直営で運営することも検討すべきではないか。

当）平成24年度の協議において、院内保育室の責任ある体制として、「始業から終業まで、早出から遅出までの全ての時間帯に正規職員を配置する必要があり、職員の休暇取得も考慮すると、正規職員を3名以上配置する必要がある」と説明させて頂いた。

正規職員3名という

現場からの発言

淡路）2012年の交渉で、淡路は特例措置となり、部分委託が入ったが、途中から業者が見つからず、正規2名で早出、遅出を行い、自覚と責任をもって働き、定年が見えてきた矢先に、特例措置終了を言われた。来年、2名が再任用になることは、何年も前にわかっていた事なのに、驚きを覚える。委託になれば、再任用を希望しても、島内で県の保育士として働くことはできず、島外での勤務も困難で先が見えない。不安を払拭するためにも、早期に、再任用の仕事を提示して頂きたい。

西宮）2012年の交渉では、「今後も院内保育室で働き続けられる対応をする」と確認した。正規3名の条件を満たしている間は、院内保育士として働き続けられると思ひ、病院に貢献するため必死で働いてきた。前回の交渉での、一時保護所への異動のみの提示は、委託ありきに聞こえ、不安と憤りを覚えた。今後、安心して、院内保育士として働き続けられるよう、真摯な説明、対応をして頂きたい。

加古川）2012年交渉の確認事項を信じて、今いる正規保育士が定年退職を迎えられると頑張ってきた。確認事項の「今後も院内保育室で保育士として働き続けることができるよう最大限の対応をすること」、「本人希望を尊重した結果、正規2名になる予定が3名体制を組めるなら直営を継続すること」、この2点をこれからも守ってほしい。

確認と要請

1. 淡路の特例措置終了はやむを得ないと判断するが、60歳になって、新しい仕事を覚えるのは非常に厳しい。勤務条件、業務内容については十分検討し、本部への情報提供と合わせ、本人の意見を丁寧に聞いてもらいたい。→病院で意見を聞きながら丁寧に進める。
2. 2012年の交渉確認が大きく見直されている。西宮、加古川については、正規が3名いる以上、直営の継続を求める。再検討してもらいたい。
3. こども家庭センター、こども病院病棟保育の業務内容、夜勤等の労働条件についての情報提供を求める。→分かりました。

①他の県立病院の院内保育の病児、休日夜間の状況。

尼崎総合医療センターでは、休日保育と水曜日・金曜日の24時間保育、病児・病後児保育を実施し、平日は夜20時まで延長保育を実施している。

丹波医療センターでは、病児・病後児保育を実施し、平日は夜19時45分まで延長保育を実施している。

こども病院では、第1、第3土曜日に休日保育を実施し、平日は夜19時30分まで延長保育を実施している。

姫路循環器病センターでは、休日保育を実施し、平日は夜20時00分まで延長保育を実施している。製鉄記念広畑病院と統合する「はりま姫路総合医療センター」では、製鉄記念広畑病院で提供している夜間保育や休日保育なども参考に、保育サービスを充実する方向で検討している。

②正規職員を1カ所に集約して、夜勤もできるのではないか。

集約に伴う人事異動により通勤時間が長くなり負担が増大する職員が出てくることに加え、保育士の皆さん方の年齢構成や持続可能な院内保育の運営の観点から、集約して直営を維持することは、困難と考えている。

③一時保護所以外の異動先があるのか。

病院事業では、県立病院の院内保育室もしくは病棟保育が考えられるが、病棟保育はこども病院のみであり、活躍いただける職場は非常に限定されている。知事部局では、保育士としては一時保護所以外の異動先はないと聞いている。

④こども病院の病棟保育士も一時保護所への異動の対象であるか。

保育士の皆さんは行政職であり、人事異動については、本人希望や専門性、適性等を総合的に勘案して決定していくことが基本であると考えている。個別具体の異動については、この場で申し上げることはできないが、院内保育士も病棟保育士も異動にあつての考え方は同様である。

⑤一日でも長く院内保育で働きたい。

これまで長きにわたり院内保育で働いてこられた皆さん方のおかげで、院内保育室の円滑な運営ができたこと、また、保育にかける想いは、十分理解して

いる。

しかしながら、院内保育を巡る環境の変化や社会情勢の変化を考えると、我々としては、皆さん方がこれまで培ってこられた知識や経験を活かし、県政の重要課題の一つである児童福祉行政の場であるこども家庭センター一時保護所で、同じ県の組織で働く一員としてお互い協力して勤務していただきたい。

⑥淡路医療センターは、再任用の2名体制であっても直営を堅持すべきではないのか。

淡路医療センターの院内保育は、令和4年3月をもって、1名が定年を迎え、正規職員2名がともに、任用方法が本人の希望と勤務実績等で選考により採用する再任用職員の体制となる。

平成24年度の協議において、院内保育室の運営体制は、「早出から遅出までの全ての時間帯において、正規職員を配置する必要がある、各病院に最低3名の正規職員を配置することから、正規職員が3名を切った段階で、委託方式に切り替える」ことを確認させていただいた。これが大原則と考えるが、淡路医療センターについては、地理的な条件を踏まえて、特例措置として例外的に2名体制で直営とした経緯がある。

加えて、再任用職員のための職場を想定しておらず、そのような体制で保育サービスの直営を継続することは、やはり、平成24年度の協議で確認した責任ある体制や安定的な運営の観点からも望ましくないとわざわざを得ない。このため、特例措置を終了し、令和4年4月から委託方式に切り替えることが必要であると考えている。

また、令和4年4月の委託の開始にあたっては、委託業者選定のための準備や手続きに一定の期間が必要となる。この交渉後、速やかに淡路医療センターにおいてその準備に着手したいと考えている。

次に、全面委託後の、現在、働いておられる2名の保育士の方の処遇等についてである。全面委託への移行後は、保育士という職種であることを踏まえると、これまで培ってきた技術や経験を発揮できる保育業務に従事いただくことを考えている。

のは、院内保育室の利用時間を原則として平日の日勤帯とすること、を前提にした体制であり、利用時間を夜間・休日に拡大するのであれば、3名では物理的に全ての時間帯に正規職員を配置することができなくなる。

ご指摘の職員の集約については、考え方の一つとしてそのような方法もあるが、①保育士の皆さん方の住所地や年齢等の人事異動にかかる諸条件、②集約によって提供可能となるサービスの範囲、③持続可能な経営の観点

を考慮すると、我々としては、現実的には難しいのではないかと考えている。

組）「利用時間を夜間・休日に拡大するのであれば、3名では物理的に全ての時間帯に正規職員を配置することができなくなる」とのことだが、一カ所に集約すれば、3名以上の配置が可能であるし、それに会計年度任用職員の配置も行うといった工夫を行えば、夜間・休日の対応も可能と考える。

4. こども病院への異動組）院内保育室の保育士は、こども病院の病棟保育士として働くことはあるのか。

当）院内保育室の保育士であっても、人事異動として、こども病院の病棟保育に配置となることはあり得る。